

住民監査請求および監査結果の概要

平成30年度

滋賀県青少年センター事業推進費補助金に係る損害賠償請求および差止めを求める住民監査請求について

請求日 平成30年8月16日

結果通知日 平成30年10月12日

請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性があると主張している。

県は、(一財)滋賀県青年会館の事務長に、「青少年の指導、助言」、「指導者の育成」、「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」を内容とする滋賀県青少年センター事業を対象事業として、給与名目で滋賀県青少年センター事業推進費補助金を支払っているが、事務長は、補助金実績報告書の「実践報告」に記載されている滋賀県青年団体連合会(以下「県青連」という。)への指導等に関与しておらず、補助事業の実績がないため支払根拠がない。また、補助金の効果はないに等しく、さらには、青年会館の主たる業務はホテル・旅館業であるため、青年団体に關与し青少年活動を活性化することは営業活動の一環であって、当該補助金は法第232条の2に規定されている公益上の必要性を欠いており、公益上の必要性の判断に裁量権の大幅な逸脱が認められ違法である。

担当職員および知事に対し、補助金5年分相当額の損害賠償を請求することならびに今後の支出を差し止めることを求める。

監査結果 棄却(平成28年度以前の分については却下)

- (1) 請求人は、本件補助金は法第232条の2に規定されている公益上の必要性を欠いており、公益上の必要性の判断に裁量権の大幅な逸脱が認められ違法であると主張しているため、このことについてまず判断する。

法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、昭和28年6月29日付け自行行発第186号行政課長通知では、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」とされている。

この公益上の必要性に関する判断に当たっては、地方公共団体の長は住民の多様な意見および利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、各種の行政施策のあり方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、長に一定の裁量権があるものと解されている。他方で、法第232条の2が補助金の交付につ

いて公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、その裁量権の範囲には一定の限界があり、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱または濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解されている（広島高裁平成13年5月29日判決）。

以上を踏まえて、本件補助金の交付に係る裁量権の逸脱または濫用の有無について、以下検討する。

まず、滋賀県青少年センター事業の目的、性質等についてみるに、滋賀県青少年センター事業は「青年団及び青少年団体の育成援助」の機能であり、青少年施策を推進する事業であることから、監査対象機関はこれに補助している。

第4、2、(1)、ウで述べたとおり、県は、県政の総合的な推進のための指針となる「滋賀県基本構想」で「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」を重点政策に位置づけ、子ども・若者育成支援施策を推進するため策定した「淡海子ども・若者プラン」において、子ども・若者の健やかな育ちを支えるため、青年の地域活動や社会貢献活動の普及、若者が自立性や社会性を獲得する機会の提供、青少年活動指導者の育成といった若者の主体的な社会参画の促進を青少年施策として掲げている。

青年会館は、社会教育、青少年教育の一環として、滋賀県内の青年団の健全なる発展を助長し、青少年活動の促進を図り、教育文化の振興に寄与することを目的に、青年団活動の拠点である滋賀県青年会館の維持運営、青年教育に関する集会および宿泊の用に供する事業、青年団および青少年団体の育成援助を行っており、県の青少年施策推進を補完する役割を担っていると監査対象機関は説明している。

以上より、青少年施策を推進する事業であることから滋賀県青少年センター事業に補助するという政策的判断に、特に不合理な点は認められない。

請求人は、青年会館が宿泊事業や貸室事業（以下「宿泊事業等」という。）を実施していることをもって、滋賀県青少年センター事業の実施も営業収入となると主張しているが、青年会館は、県青連が滋賀県青年会館を使用する際は、事務室の無償提供や宿泊料の減免などの対応をしており、営業収入のための活動とは認められない。

また、請求人は、青年会館の主たる業務は宿泊事業等であるとして、滋賀県青少年センター事業および本件補助金の公益性を否定していると解するが、青年会館が宿泊事業等を実施していることは滋賀県青少年センター事業の公益性に直接関係するものではない。

次に、本件補助金の目的、効用等についてみるに、本件補助金の目的は、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進および指導体制の充実強化を図ることである。

監査対象機関は、青年会館が、滋賀県青少年センター事業を通して、県内の青年活動の中核組織である県青連の活動に対し助言、指導を行うことは、この目的に合致しており、本件補助金の事業計画書および事業報告書に記載のある活動により、青少年活動の効果的な推進につながっているものと認識している。具体的には、青年会館は青年活動の拠点として青年団活動への助言、指導を通じて、リーダー育成を図り、それらの人材が各地域で活躍してい

る、また、青年の地域活動の推進による社会参画の機会づくりや、若者が主体的に社会とつながりをもつための自立性や社会性を育む機会を提供する効果があるとしている。

滋賀県青少年センター事業を通して県青連への指導体制の充実強化を図ることで県青連活動を支援し、地域の青年リーダー育成が図られるなどの成果に繋がれば、青少年活動の促進に効果があると考えますが、本件補助金の具体的な効果について、客観的資料等による確認は十分にはできなかつた。しかしながら、補助の趣旨どおり、補助金実績報告書に添付の「実践報告」等に記載されている県青連の活動が、青年会館の助言、指導を受けて行われていることからすると、本件補助金の全般的な効用自体が否定されるものではないと考える。

請求人は、主に青年団員数が減少していることをもって青年団は衰退しているとし、これをもって本件補助金の目的が果たされておらず効果はないに等しいとしているが、本件補助金の目的は、前述のとおり、青少年の健全育成に関する事業の効果的な推進および指導体制の充実強化を図ることであり、請求人の主張は判断に直接影響するものではない。

以上のことから判断すると、本件補助金に係る公益上の必要性に関する判断に、裁量権の逸脱、濫用または不合理な行使があったとは認められず、請求人がいう、法第 232 条の 2 に違反しているとは認められない。

- (2) 次に、本件補助金の公益上の必要性が否定されない場合であっても、補助事業の実績がなく支払根拠がないならば、交付規則、交付要綱または交付決定の内容に違反し、補助要件を充足していないことになるため、このことについて判断する。

請求人は、本件補助金は、事務長に、「青少年の指導、助言」、「指導者の育成」、「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」を内容とする滋賀県青少年センター事業を対象事業として、給与名目で支払われているものだが、事務長は、補助金実績報告書の「実践報告」に記載されている県青連の活動に参加せず指導等には関与しておらず、補助事業の実績がなく支払根拠がないと主張している。

しかしながら、本件補助金の対象は、第 4、2、(3)、ウで述べたとおり、青年会館が行う滋賀県青少年センター事業に要する経費に補助するものであって、補助事業者は青年会館であり、補助金は青年会館に対して交付されているものである。本件補助金は事務長に「県青連への指導、助言」、「指導者の育成」、「青年団の活性化」および「県青年団の事務取りまとめ」の仕事の対価として支払われるものとする請求人の主張は当たらない。滋賀県青少年センター事業の内容は第 4、2、(2)、アのとおり、事業の実施体制は第 4、2、(2)、イのとおりである。

なお、補助対象経費は専任指導職員の給与および共済費とされており、監査対象機関は、専任指導職員は滋賀県青少年センター事業を総括し指導する立場にある事務長が該当するとしている。青年会館の事業内容、青年団の事務の仕事をするためにパート職員が雇用されている事実、事務長がこれらの事務を統括する役職であることを勘案すると、事務長は、滋賀県青少年センター事業に一定の関与があったことは推定される。交付要綱上、事務長が県青連の活動に直接参加することが求められているものではないため、仮に、請求人が主張する

ように事務長が県青連の活動に全く参加していなかったとしても判断に影響するものではない。

補助事業の実績については、監査対象機関は、補助金実績報告書等の書類の審査のほか、年1回実施している行政財産使用状況実態調査において青少年団体の滋賀県青年会館の利用実績や青年団への指導、支援の状況を確認し、また、県青連の主要事業において、県の職員が直接現地で、事務長の事業への参加を含め補助事業の遂行状況を確認しており、補助目的に合致した事業が実施されていると判断している。

なお、補助金実績報告書の記載内容は、第4、2、(3)、オ、(イ)のとおりであり、青年会館が補助事業として実施した事業の実績について具体的に確認するには不十分であったことも否めない。また、補助事業の具体的な実績について、客観的資料等による確認は十分にはできなかつた。しかしながら、交付規則および交付要綱で定める必要な書類は添付されており、実績報告書の記載では補助事業の具体的な実績が十分に確認できなかったということをもって、補助事業等の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかの調査ができていないなど交付規則に違反している、または補助対象事業の実績が認められないとはいえない。

その他、本件補助金の支出に係る各行為は、交付規則および交付要綱に従い処理されており、交付手続について違反している事実は認められず、また、交付決定で定める内容に違反している事実も認められない。また、補助対象経費である事務長の給与および共済費の支出は給与台帳等で確認できている。

以上より、本件補助金の支出が要件を充足していないとまでは認められない。

意 見

本件補助金は昭和53年度から交付されているものであるが、県の青少年施策の所管部局の変遷もあり、監査の中では補助金の創設経緯等について必ずしも明確に説明されなかつた。監査対象機関は、青年会館の本来の役割である「青年団及び青少年団体の育成援助」に対し支援するものとしているが、少子化を背景に多くの社会状況の変化があり、当初想定していた行政目的は継続しているのか分析する必要があるにもかかわらず補助事業に係る実態の把握が十分ではないため、補助効果の検証が不十分なまま、漫然と補助金の交付を続けているのではないかと懸念がある。

については、補助事業が真に効果を発揮しているかどうか、適切な指標や目標を設定するなどにより評価を行いながら、補助効果の把握、検証に努められたい。また、滋賀県青年会館が青年活動の拠点となるべき施設であり、県の青少年施策を補完する重要な役割を果たしていることからしても、補助事業者である青年会館の機能や事業内容等の実態を十分把握、熟知した上で、事業の効果が一層高まるよう適切な指導を行われたい。

また、補助金の支出にあたっては、補助事業の実績の確認を十分に行うべきことは言うまでもないが、請求人が主張するように、現状の交付申請書および実績報告書の記載内容だけでは、

青年会館が計画どおりに事業を執行しているか具体的に確認するには不十分であり、額の確定にあたっての調査が不十分であったことも否めない。青年会館が公益的役割を十分に担っていると判断した根拠を明確に説明することが必要であり、そのためにも青年会館が補助事業として実施した事業の具体的な実績について、客観的資料等で確認できるようにしておくよう対策を講じるべきである。

については、現状の交付要綱では、補助事業の内容が抽象的であり、これが補助事業の実績の確認が不十分となる一因であるため、補助の趣旨や実態と効果の把握、検証の必要性に照らし、交付要綱を見直す必要がないか検討するよう意見を付す。